

空き家バンクに利用登録される皆さまへ

空き家バンクへの利用登録にあたり、ご確認いただきたい点をまとめましたのでご覧ください。

空き家バンクの利用登録申し込みについて

空き家バンクの物件を見学・交渉するには、「空き家バンク利用登録申込書」の提出が必要です。

- <提出書類>
- ・空き家バンク利用希望者登録申込書（ホームページからダウンロードできます）
 - ・誓約書（ホームページからダウンロードできます）
 - ・本人確認書類（免許証など）のコピー

※申込書は直接市役所へ提出するか、郵送で提出してください。

○ 空き家バンクは、村上市へ移住・定住を希望する方に空き家を紹介する制度です。

空き家バンクは、定住人口の拡大による地域の活性化を目的としており、移住・定住以外の目的で物件の購入を希望される方は、空き家バンクを利用できません。

○ 中古住宅特有のリスクについてご理解ください。

空き家バンクは、物件所有者等の意向により物件をご紹介しますが、市が建物および土地の状態等を保証しているものではありません。

一般で流通する中古住宅同様に、予期しない不具合等が発生する可能性を含んでいます。

発生するトラブルや不具合について市は介入できませんので、物件購入の際は、物件の状態および周辺環境について理解しご決断ください。

希望物件のご案内について

○ 見学を希望する物件は、1人3件まで選ぶことができます。

見学したい物件がある場合は、市の担当者までご連絡ください。

○ 見学後に交渉や購入を希望される方には、先着順にご案内します。

1人1件まで交渉や購入を希望できます。交渉中は他の物件の見学や交渉などはできません。

○ 各物件の担当の不動産会社が、見学の案内や交渉などの仲介を行います。

市では、安心して不動産取引を行っていただくため、(社)新潟県宅地建物取引業協会村上支部と協定を結んでいます。見学当日の案内や交渉などの仲介は各物件の担当の不動産会社が行い、市は売買の交渉・契約等の仲介は一切行いません。

○ 見学予約から見学日までの間に、他の方が見学をして交渉に入る場合がありますのであらかじめご了承ください。

見学が終わった後に『交渉に入りたい』旨の連絡を市へした方から交渉を行う順番が決まります。ご検討のうえ、購入を前向きに考える場合は市へご連絡ください。

問い合わせ

村上市役所 市民課 自治振興室

TEL 0254-53-2111 (内線 2241, 2242)

E-mail jichi-j@city.murakami.lg.jp